

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 令和6年10月29日  
最終更新日 令和6年10月29日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和6年10月29日
国立大学法人名		国立大学法人筑波技術大学
法人の長の氏名		石原保志
問い合わせ先		大学戦略課企画戦略係 TEL:029-858-9310、9383 E-mail:kikaku@ad.tsukuba-tech.ac.jp
URL		<a href="https://www.tsukuba-tech.ac.jp/">https://www.tsukuba-tech.ac.jp/</a>

**【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】**

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p><b>【確認の方法】</b></p> <p>第106回経営協議会（書面審議：令和6年9月19日～9月24日）において、全原則の適合状況等及び昨年度からの更新箇所について、意見聴取を行った。徴収した意見を反映した報告書を第107回経営協議会（令和6年10月25日開催）において審議し、承認された。</p>
		<p><b>【経営協議会からの意見】</b></p> <p>全原則に適合していることが認められた。報告書に関する経営協議会委員からの主な意見は以下のとおりである。</p> <p>・補充原則1-2④ ビジョン1について</p> <p>「課題検討準備会を令和6年度に立ち上げるべく尽力した」とあるが、具体的にはいつ立ち上げたのか記載してはどうか。</p> <p>特に共生社会創成学部での社会に貢献する障害者人材の育成のためには、既にご案内のとおり、広く社会との関係性を意識しなければならない。学生や特別支援学校等との関係性だけでなく、広報、啓発、知見の社会への還元など本学（学生）と社会との向き合い方について、設置の趣旨を分かりやすく記載してはどうか。</p>
		<p>・補充原則1-2④ ビジョン2について</p> <p>記述されている取組の主体（企画・計画・実績づくりの場・部局等）はどこか。学長のリーダーシップによる実効的な取組を行う主体が障害者高等教育研究支援センターであれば、学長とセンターとの関係を明確にする必要があるのではないか。</p> <p>「横断」という表現は、本学学生と他大学学生の両者の障害学生を大学間にまたがって広くカバーすると言う意味であり、学生支援の具体的実績が分かりやすく明確に示されている。しかし一方で、大学教職員と聾学校等教員（特別支援学校）に対する支援も学生支援と同じ「横断的支援」の枠組みの中に説明されていることに若干の違和感をもつ。障害学生に対する横断的支援と附属学校等教員を対象とした貢献的取組を区分けして示すなどの工夫が必要ではないか。</p>
		<p>・補充原則1-2④ ビジョン3について</p> <p>本学のリカレント事業についての文章表記が分かりにくい。</p>
		<p><b>【意見への対応】</b></p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえて、当該箇所の記載を改めた。</p>

監事による確認		<p><b>【確認の方法】</b>  全原則の適合状況について、意見聴取を行った。経営協議会をはじめ、学内諸会議への陪席、公表資料の閲覧等を通じて実施状況を確認し、承認された。</p>
		<p><b>【監事からの意見】</b>  全原則に適合していることが認められた。監事からの主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補充原則1-2④ ビジョン1について  記載の内容は前期活動分と思うが、一部に今年度にxxが予定されているという補足記載がある一方、新学部の記載には、当期に認可されている旨の補足がなかったので、その整合性に疑問がある。当期の予定を記載できるなら、当期に結果が出ている重要事項も補足記載できないか。</li> <li>・補充原則1-2④について  本学は我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成等に貢献し、令和7年4月からは共生社会の実現という我が国の社会課題を見据え、新たな学部として共生社会創成学部を開設し、多様性に富む共生社会の創成に資する人材の育成に取り組むこととなった。ここに至る迄の間、学長をはじめ新学部設置に向け尽力した関係者の努力を評価したい。今後も引き続き新学部の設置目的が果たされるよう本学らしい学びの環境が整備されることを期待する。</li> <li>・補充原則1-3⑥(2)、補充原則1-4②について  本学は人事基本方針に則し、性別、障害の有等を問わず多様な人材の確保に努めていること自体は評価するが、年齢構成、特に事務局職員の年齢構成が著しくバランスを欠く現状にある。本学の事情に通じ、幅広い実務経験を備えるプロパー事務局職員を将来の法人経営を担う人材として継続的に育成することは法人の維持・発展に不可欠である。短期的な改善は難しく、当面の間は出向人事の受入、人事交流等を中心に対応せざるを得ないが、解決に時間を要す課題だけに長期的な視点を持って計画的に取り組んでもらいたい。</li> <li>・補充原則4-2①について  内部統制システムの一環として、コンプライアンス関連事案等組織のリスクとなり得る情報の早期把握・是正のための相談窓口を整備し、本学の社会的信頼の維持、業務運営の公正性の確保に努めているところである。しかしながら、相談窓口の設置が現状内部のみに留まっており、そのデメリットも指摘されるところである。外部相談窓口の設置についても予算的制約を鑑みつつ検討を前に進めてもらいたい。</li> </ul>
		<p><b>【意見への対応】</b>  ・補充原則1-2④ビジョン1について、ご指摘の趣旨を踏まえて、当該箇所の記載を改めた。</p>
その他の方法による確認		現在、その他の方法による確認は行っていない。

**【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】**

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、  
原則 2 - 2 - 1 ~ 原則 2 - 2 - 3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成</li> <li>・障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人材育成への貢献を「ミッション」としている。</li> </ul> <p>また、これを踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会に貢献する障害者人材の育成</li> <li>2. 障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援）</li> <li>3. 障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援）</li> </ol> <p>これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を別掲の形で整理し、取組を進めることとしている。</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波技術大学ミッション・ビジョン等</li> </ul>
<p>補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>本法人では、目標・戦略の進捗状況、検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等について、以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己点検・評価書 <a href="https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#jikohyokasyo">https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#jikohyokasyo</a></li> <li>○業務の実績に関する報告書 <a href="https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA">https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA</a></li> <li>○国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果 <a href="https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA">https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA</a></li> <li>○大学機関別認証評価における自己評価書及び評価報告書 <a href="https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#ninsyohyoka">https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#ninsyohyoka</a></li> </ul> <p>特に「ビジョン」として掲げる3事項については以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>ビジョン1：社会に貢献する障害者人材の育成</b> 保健科学部の教育研究体制の抜本的改革を進めるべく、カリキュラム等の見直しを進めたほか、鍼灸学専攻の課題検討準備会を令和6年4月に立ち上げた。 また、令和7年4月に共生社会創成学部を設置するため、新学部設置準備室を立ち上げ、令和6年3月に文部科学省へ設置計画書を提出し、8月に設置が認可された。障害者を取りまく制度や社会意識は、ダイバーシティ&amp;インクルージョンに向けて変化してきた。しかし、今なお障害者の社会参加を阻む障壁は残されており、この障壁を取り除いていくための知識や理解を持ち、社会に働きかける人材が、これからの社会において必要とされている。そこで、共生社会創成学部では、情報アクセシビリティに関する情報科学と障害社会学の知識を供与し、異なる障害種別の学生が互いに学ぶ機会を設けることで、多様性の理解とエンパワメントを促進し、障害者を含む多様なマイノリティが活躍する共生社会を創成する、チャレンジする心を持った人材を育成することを構想している。</li> <li>・<b>ビジョン2：障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援）</b> 学長が代表を務める日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、コロナ禍に対応した「オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集」をはじめ多数のコンテンツを公開し、コロナ禍に限らず、どのような状況においても聴覚障害学生支援の質を下げないためのノウハウを発信している。令和5年度は、遠隔情報保障システム T-TAC Caption ならびにウェブベース遠隔文字情報通訳システム captiOnline、少人</li> </ul>

数の会話で使えるチャットツール UniTalker など支援で活用できるシステムについて解説するコンテンツを含め計 13 点のコンテンツを新規公開した。令和 5 年 11 月には、第 19 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを 4 年ぶりに対面開催するとともに、収録映像を後日配信し、参加・視聴者数は 905 名であった。令和 6 年 12 月には、完全対面にて第 20 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを開催予定であり、開催に向けたクラウドファンディング「聴覚障害学生支援にエールを！」も実施した(7 月 11 日～8 月 26 日)。

聴覚障害学生支援に関する相談件数は、令和 5 年度は 706 件であった。内訳は、個別相談や、資料請求、補聴援助システム等の機器貸出依頼、支援者養成についてなど、相談内容について多岐にわたり対応している。またこれらの個別相談の他、悩みの共有・解決の機会を提供するグループでの相談会も行っており、令和 5 年度は 4 回、令和 6 年度も引き続き開催している。その他、手軽に参加できる研修機会の提供として、テーマに基づいた講演会や交流会をオンラインで実施している。例えば、令和 5 年度は、大学教職員対象「コーディネーターカフェーホッと一息しませんかー」などの計 6 テーマで交流会等を実施した。令和 6 年度も、「障害者支援コーディネーターの昔と今ー20 年度振り返って未来を語ろう」、「当事者の声から探る、大学における情報保障の本質」を実施した他、1～2 の企画を予定している。

本学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部(視覚障害系)において、平成 28 年度より「視覚障害学生のための修学・就職支援を目的としたアクセシブル教材を利活用したアクティブラーニング環境構築事業」を展開してきた。この事業により、視覚障害学生が自らの障害に合わせた教材を使用して、能動的に学修できる環境が提供されている。令和 4 年度からは「高等教育機関向け読書バリアフリー環境実現事業」として、視覚障害だけでなく、ディスレクシアをはじめとした読書に困難のある学生への学習資料のアクセス支援も拡大している。

この事業の主要な取り組みとして、視覚障害学生用の授業・学修資料の整備が挙げられる。多くの大学等で教科書として採用されている専門性が高い書籍を点訳し、これまでに人文・社会系を中心に計 146 冊を点訳して提供したほか、延べ 194 件の点訳資料を提供している。

さらに、他大学向けのメディア変換サービスの提供も行っている。令和 5 年の依頼実績は、問い合わせ・相談対応が 9 校、内 5 校からのサービス利用があった。分野は英語、数学、福祉、教職課程、哲学で、内容は、英語の点字 1,829 頁、数学の点字 718 頁、福祉 374 頁など、総計で点字 2,876 頁、点図 43 頁、テキストデータ 407 頁に変換した。また、依頼受付の省力化・効率化を目的として、フォーム入力などの Web サービスシステムを開発・導入した。

### ・ビジョン 3：障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援）

高大接続教育プログラムについては、以下のとおり実施した。

#### 【産業技術学部】

「聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業（高大連携プロジェクト）」における授業の一環として、令和 5 年度は 3 校の特別支援学校において、デザイン・プレゼンテーションの出前授業を実施した。また、特別支援学校で行う児童生徒への教育ボランティアを継続して実施した。

#### 【保健科学部】

保健科学部においては、それぞれの学科・専攻の特色を組み入れた出前授業を視覚特別支援学校で実施している。

また、令和 5 年 8 月には、全国の高等学校の養護教諭・進路指導担当教員を対象に、視覚障害のある高校生のための学習支援とキャリア形成に関する高大接続連絡協議会をオンラインで開催した。一般高校の養護教諭を中心とした参加者を対象に、視覚障害を有する生徒への学習支援と進学に関して講演・情報共有等を行った。

本学のリカレント事業については、令和 5 年度に、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択され実施した。本事業は、令和 4

		<p>年度に実施した内容を一部継続しつつ、新たに企業や受講生のニーズを踏まえた内容を取り入れ、「聴覚障害者のためのDX/D&amp;I促進人材育成プログラム」と「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師と理学療法士が多様化する専門分野で幅広い働き方をするためのプログラム」の2種類のプログラムを実施した。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">筑波技術大学ガバナンスの状況</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学新学部設置準備室規程</a></li> </ul>
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本法人では、経営面の事項に関する審議を経営協議会、教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上、監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。</p> <p>このほか、学長が諮問する重点事項については学長室会議で企画及び調整等を行い、大学の教育研究及び管理運営に関する事項等については全学的な委員会で審議するなど、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化に向けた体制を整備している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">筑波技術大学ガバナンスの状況</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学役員会規程</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学学長室規程</a></li> </ul>
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本法人では、「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」を作成しており、本法人が掲げるミッション・ビジョン、将来構想を実現することを目的として、国籍、性別、障害の有無等を問わず多様で優秀な人材の確保に努め、教員・職員の適切な年齢構成の実現に配慮しつつ、大学運営を担う人材の確保・育成を推進することとしている。</p> <p>また、教員・職員の適性・能力・意欲を考慮した人事配置を進めるとともに、適切な業務のあり方、効率的なマネジメントのあり方を見据えた勤務環境の改善を図ることとしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学人事基本方針</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学職員人事基本方針</a></li> </ul>
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本法人では、別掲のとおり、統合報告書内の「財務状況」により、支出及び収入の状況について公表している。</p> <p>また、別掲のとおり「財務方針」を作成し、中期的・計画的な財務上の取組の方向性を明確にしている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">筑波技術大学統合報告書</a></li> <li>・<a href="#">国立大学法人筑波技術大学財務方針</a></li> </ul>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本法人では、毎年度、財政上の情報(収入の状況や財務指標の推移等)や教育・研究・社会貢献に取り組んでいる活動の概要を、統合報告書内の「財務状況」としてとりまとめ、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">筑波技術大学統合報告書</a></li> </ul>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本法人では、法人の長を補佐するため「特命学長特別補佐及び特命学長補佐」制度を設けており、その任用にあたっては、将来の大学運営の根幹を担うことが期待される教員を積極的に活用することとしている。その職務は、全学的観点から大学経営政策に係る重要事項の検討・実施に関与するものであり、令和5年度は8名、令和6年度は9名を配置している。</p> <p>また、ミッション・ビジョン等の実現を見据えた将来構想の企画・立案にあたっては、全学的な検討の場への若手教職員の積極的な活用や経営・教学両面でのIR機能の充実等を通じ、教職協働を基本とする体制を整備するなど、本法人の中核的人材育成のための枠組みを構築している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</a></li> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関する要項</a></li> </ul>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>本法人では、以下の役割の下、理事（法人の長を補佐して法人の業務を掌理する）、副学長（法人の長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる）を配置し、その職責に即した適切な人材を登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事（総務・財務担当）</li> <li>・ 理事（社会連携担当）</li> <li>・ 理事（経営・施設・基金担当）</li> <li>・ 副学長（教育担当）</li> <li>・ 副学長（新学部設置担当）</li> <li>・ 特命学長特別補佐（研究担当）</li> <li>・ 特命学長特別補佐（広報担当）</li> </ul> <p>各理事、副学長は、上記に掲げる役割を担うとともに、ビジョンを実現するため、相互に関連する課題について随時情報を共有し、連携を図り、戦略的で機動的な取組を進める。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学ガバナンスの状況</a></li> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則</a></li> </ul>
<p>原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録</p>		<p>本法人では、「役員会規程」に基づき、役員会において、国立大学法人法が定める事項を審議の上決議しており、その議事録を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学役員会規程</a></li> <li>・ <a href="#">国立大学法人筑波技術大学役員会議事録</a></li> </ul>
<p>原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本法人では、以下の観点から外部の経験を有する人材の活用が重要と考えており、このことを踏まえ、現在、2名の理事を学外の人材から登用している。</p> <p>また、文科省から認定されている、障害者高等教育拠点について審議する場として運営委員会を設け、5名の学外委員を登用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本法人以外の教育機関等における経験と識見を有し、大学運営に包括的な立場から関与できる者</li> <li>・ 企業等における経営に携わった経験と識見を有し、法人経営に包括的な立場から関与できる者</li> </ul>

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本法人では、経営協議会の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとしており、以下の方針に基づき選任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の教育理念に沿った意見を求めることができる者</li> <li>・聴覚障害・視覚障害のある学生を対象とする本法人における高等教育の実践に対し、深い理解と高い識見を有する者</li> <li>・教育機関、社会福祉団体、民間企業、公的機関等における専門的で幅広い経験と実績を有する者</li> <li>・多角的な視野を持ち、教育・研究・社会貢献等本法人が進める取組に、今日的な課題への対応を含めた様々な助言・示唆が行える者</li> </ul> <p>また、会議の運営にあたっては、多様なステークホルダーの幅広い意見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、以下のような運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学規則に基づく会議の位置付けに則り、審議議題を厳選</li> <li>・会議開催日一週間前を目途に、各委員へ会議資料を事前送付</li> <li>・対面・オンラインを併用したハイブリッド方式により開催</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程</u></li> <li>・<u>経営協議会の学外委員に係る選考方針</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学経営協議会における運営方法の工夫</u></li> </ul>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>本法人では、「学長選考規則」に基づき「学長選考基準」を設け、選考過程、選考結果及び選考理由を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長選考規則</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長選考基準</u></li> <li>・<u>選考過程・選考結果・選考理由</u></li> </ul>
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本法人では、「学長の任期に関する規則」において、再任は可とし、引き続き在任する期間の上限（原則 2 年）を規定している。</p> <p>本学学長選考・監察会議では、学長が中期目標・中期計画の策定に直接関わり、自らが立てた目標・計画の達成に全力を挙げることを大学運営の基本とすべきであると認識している。こうした認識に基づき、中期目標期間が 6 年であることを踏まえ、学長の任期の上限は再任の 2 年を含めて 6 年としている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則</u></li> </ul>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本法人では、「学長解任規則」において、「解任の申出」に関する事由、学長選考会議における「解任の審査」及び「解任審査に係る意向調査」等所要の手続きを規定している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長解任規則</u></li> </ul>



<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本法人では、「学長の業務執行状況の確認に関する規則」に基づき、学長選考・監察会議において、学長就任2年目以降、毎年度1回（再任の場合は就任1年目から）、学長の業務執行状況を確認しており、その内容を公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則</u></li> <li>・<u>学長の業務執行状況の確認結果について</u></li> </ul>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法等については、以下のとおり。</p> <p>○経営協議会委員（学長選考・監察会議規則第2条第1項1号委員）</p> <p>経営協議会において、学長選考・監察会議規則第2条第1項1号の規定に基づき、審議の上、経営協議会の委員のうち学外委員の中から、5名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和5年度の選任にあたっては、学長選考・監察会議の審議の継続性、本務等での経験や知見のバランス等を考慮し、経営協議会にて審議の上選出している。</p> <p>○教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規則第2条第1項2号委員）</p> <p>教育研究評議会において、学長選考・監察会議規則第2条第1項2号の規定に基づき、審議の上、教育研究評議会の評議員のうち、学長を除いた委員の中から、5名を学長選考・監察会議委員として選出している。</p> <p>令和6年度の選任にあたっては、まず、選出方法を教育研究評議会にて審議し、審議の結果、投票により実施することになったため、5名連記無記名投票(学長選考・監察会議委員としてふさわしいと考える者に「○」を付す方法)を実施し、得票順位が1位から5位までの者を選出している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について</u></li> </ul>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本法人では、学長選考会議において、「大学総括理事」を置くことはしていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人では、「業務方法書」及び「内部統制規程」に基づき、別掲のとおり、「内部統制システム」を構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○最高責任者（学長）</li> <li>○内部統制委員会（学長・理事・副学長）</li> <li>○内部統制責任者（総務担当理事）（理事・副学長・部局長）</li> <li>○内部統制推進担当者（内部統制システムを統括する理事が指名する職員）</li> </ul> <p>内部統制委員会においては、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。</p> <p>また、国際的に信頼性のある研究環境を構築するべく、従来からある利益相反マネジメント規程や安全保障輸出管理規程等に加え、令和6年度に研究インテグリティの確保に関する規程を制定した。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>筑波技術大学における内部統制システム（体制図）</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学内部統制規程</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学業務方法書</u></li> <li>・<u>国立大学法人筑波技術大学研究インテグリティの確保に関する規程</u></li> </ul>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動を含む様々な取組の現状と財政上の状況を取りまとめた「統合報告書」を作成し、別掲のとおり公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学統合報告書</a></li> </ul>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本法人では、教育・研究・社会貢献活動等の取組について、「入学を希望する受験生」「卒業生」「保護者」「企業・地域」「在学生・教職員」それぞれを対象に応じた情報の提供を行っている。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">筑波技術大学ウェブサイト</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">視覚障害の方</a></li> <li>・ <a href="#">聴覚障害の方</a></li> <li>・ <a href="#">卒業生の方</a></li> <li>・ <a href="#">保護者の皆様</a></li> <li>・ <a href="#">地域・企業の方</a></li> <li>・ <a href="#">在学生・教職員</a></li> <li>・ <a href="#">ご支援くださる方</a></li> </ul> </li> </ul>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本法人では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が示す方針に基づく本学での教育（国家資格の取得を主たる目的とする学科での教育を含む。）を経て、社会で活躍する学生の「卒業後の進路」を把握・公表するとともに、卒業生を対象とする意向調査を実施し、公表している。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">産業技術学部3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">保健科学部3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">技術科学研究科産業技術学専攻3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">技術科学研究科保健科学専攻3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻3つのポリシー</a></li> <li>・ <a href="#">卒業後の進路</a></li> <li>・ <a href="#">令和5年度卒業時（学部）アンケート調査報告書</a></li> <li>・ <a href="#">令和5年度修了時（大学院）アンケート調査報告書</a></li> </ul>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■ <a href="#">独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</a></p>